

## ★トピック★



### - 国の認定制度から -

#### 「えるぼし」認定【厚労省】豊田市第1号

平成30年度 豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰「イキイキ大賞」を受賞したトヨタテクニカルディベロップメント（株）は、平成30年度愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰受賞に続き、令和2年8月に、市内の事業所では初となる「えるぼし」（2つ）【厚労省】の認定を受けました。

※「えるぼし」は、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業を認定する制度です。

#### 健康経営優良法人2021 中小規模法人部門「ブライト500」【経産省】に4事業所

新たに創設された「ブライト500」では、さっそく市内から、豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰を受賞している4事業所が認定を受けました。

【令和2年度受賞】

(株)コンサルティング東海  
豊田安全衛生マネジメント(株)  
豊田東海警備(株)

【平成25・26年度受賞】

日本介護サービス(株)



このほか、中小規模法人部門においては52事業所（うち、豊田市はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰受賞9事業所）が認定を受けています。

### - 豊田市が実施する事業から -

#### 高校生を対象とした

#### 「ハイブリット型中小企業魅力発信事業」

令和2年度から、高校生向けのキャリア教育の一環として、地元企業の魅力を発信する事業がスタートしました。

出張授業や動画配信により、企業の経営者や担当者から仕事の内容だけでなく、働くことの意味ややりがいを発信し、自律的なキャリアの選択を後押ししています。



#### ～従業員の「仕事と不妊治療の両立」にご理解とご配慮をお願いします～

先を行く

育児介護休業法などで規定される仕事と育児や介護との両立支援とともに、「仕事と不妊治療の両立」にも目を向けてみませんか？ すぐに特別休暇や費用助成などの制度の導入は難しくても、従業員としっかりコミュニケーションを取った上で、個別に勤務時間をずらしたり、一時的に短時間勤務を認めたり、柔軟に対応する事業所が増えています。※両立支援等助成金の中には不妊治療両立支援コースがあります。

豊田市役所 産業部 産業労働課

〒471-8501 豊田市西町3-60

Tel 0565-34-6774 Fax 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp

大切な従業員と、事業所を守るために

対応はお済みですか？

今すぐチェック！

従業員が安心して働くために欠かせない法律の改正が行われています。

## 働き方改革関連法 対応ハンドブック

法改正のスケジュールと  
主な改正点



助成金情報







### 【中小規模事業所編】

法令への対応および助成金の活用についてのご相談は、  
豊田市働き方改革アドバイザー派遣制度をご利用ください。

豊田市役所 産業部 産業労働課  
企業支援・労政担当

# 法改正（施行）のスケジュールと主な改正点、活用できる助成金

※助成金は令和3年4月現在のものです。

令和3年1月	令和3年4月	令和4年4月	令和6年4月	関連する助成金（厚生労働省）
	<p><b>子育て・介護をする従業員の両立支援</b>（育児・介護休業法の改正）</p> <p>【改正前】 ・取得は半日単位                  【改正後】 ・時間単位での取得が可能</p> <p>・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は除く                  ・全ての労働者が取得できる</p>			<p>両立支援等助成金                  「介護離職防止支援コース」</p> 
		<p><b>同一労働同一賃金</b>（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の改正）</p> <p>→ 正社員/派遣先労働者と非正規社員/派遣元労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な待遇差を禁止。※派遣労働者については労使協定可                  → 労働者への説明義務が強化。行政による事業主への助言・指導、行政ADR規定を整備。</p>		<p>キャリアアップ助成金                  「諸手当制度等共通化コース」</p> 
		<p><b>障がい者の雇用を促進</b>（障がい者雇用促進法の改正）</p> <p>法定雇用率 <b>2.2% → 2.3%</b>                  対象：常時雇用する従業員数が43.5人以上の企業</p>		<p>特定求職者雇用開発助成金                  障害者雇用安定助成金（ほか）</p> 
		<p><b>シニアの活躍を支援</b>（高齢者雇用安定法の改正）</p> <p>65歳までの雇用確保 + 70歳までの<b>就業確保</b>※【努力義務】                  ※直接雇用による定年引上げ・廃止だけでなく、業務委託や事業主が出資・委託する団体が実施する社会貢献活動も含まれます。</p>		<p>65歳超雇用推進助成金</p> 
		<p><b>各種ハラスメント防止対策</b>（労働施策総合推進法など関係する法律の改正）</p> <p>→ パワーハラスメントの定義を明確化                  → 事業主が講ずべき内容を明確化</p>		
		<p><b>女性の活躍推進</b>（女性活躍推進法の改正）</p> <p>一般事業主行動計画の策定・届出・公表が義務                  対象：常時雇用する従業員数 <b>301人以上 → 101人以上</b></p>		<p>両立支援等助成金                  「女性活躍加速化コース」</p> 
			<p><b>時間外労働の上限規制の猶予・除外を解除</b>（労働基準法の改正）</p> <p>自動車運転の業務、建設事業、医師などについても、時間外労働の上限規制が適用されます。</p>	
		<p><b>男性の育児休業取得促進</b>（育児介護休業法の改正）</p> <p>申請期限や取得回数（現行の育児休業は1か月前までに申請、特例を除き取得は原則1回限り）などの緩和や、事業主による労働者への個別の働きかけなど、新たな仕組みについて令和4年4月以降の順次施行に向けて検討中。</p>		<p>両立支援等助成金                  「出生時両立支援コース」</p> 

★ポイント  
 → 平成29年1月、同10月に続く改正です。この機会に、今一度、自社の育児介護休業規定を確認してみましょう。

★ポイント  
 → 「うちの職場にハラスメントなんて無いから…」では × ハラスメントを未然に防ぐ対策が求められています。

★ポイント  
 → ここで言う従業員数は、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者も含まれます。

法制化に向けて準備中 📌